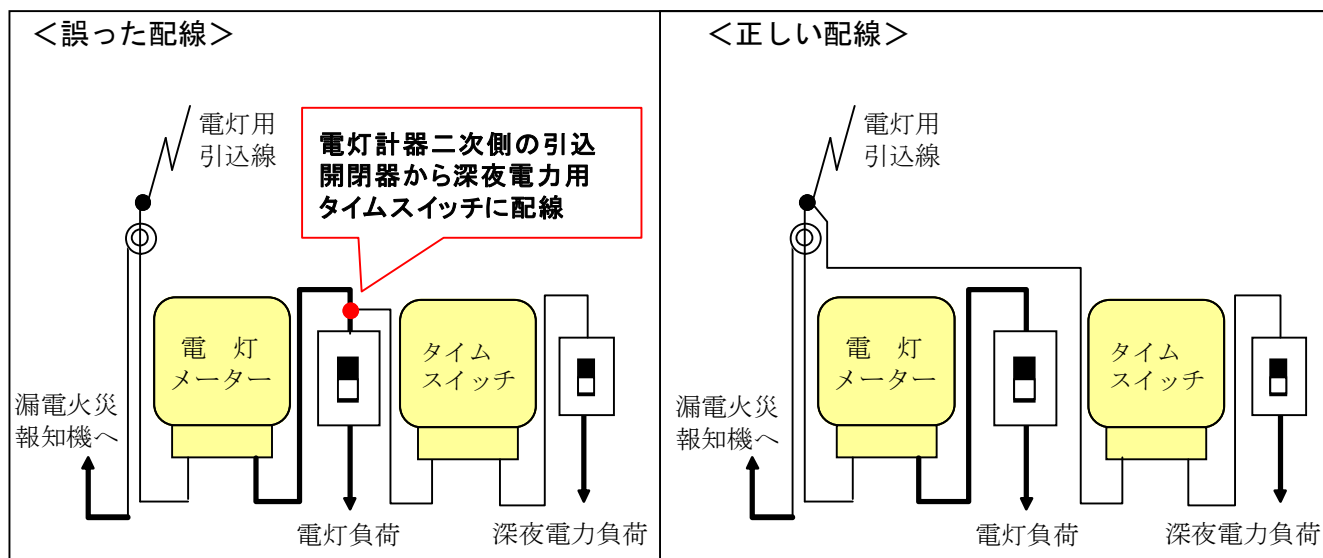


## 深夜電力契約お客さまにおける二重計量事例について（１）

1. 発生場所 青森県東津軽郡蓬田村 地内
2. ご契約種別 深夜電力A（小型の電気温水器向けの定額制契約（１日８時間通電））
3. これまでの経緯
  - ・ 昭和５８年９月１９日、電気工事会社が深夜電力を新設した際に誤って配線し、当社社員が竣工検査において誤配線を発見できなかった。
  - ・ 平成１９年５月２８日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく全数調査を実施した際、当社社員の調査・確認が不十分で誤配線を発見できなかった。
  - ・ 平成２０年１２月２５日、対策として実施していた深夜電力A契約の全数再点検において、委託調査員が当該お客さまの配線調査を実施した際、誤配線を発見した。

## 4. 誤配線の状況

本来、深夜電力用タイムスイッチは引込線で分岐して配線されるが、電灯計量器二次側にある引込開閉器から深夜電力用タイムスイッチに配線されていた。



## 5. 当該お客さまへの対応

- ・ 誤配線を発見した当日、当該お客さまに対してお詫びするとともに、その翌日に当社にて改修工事を実施した。
- ・ 平成２１年２月１８日、過大に徴収した電気料金の払い戻しを行なった。

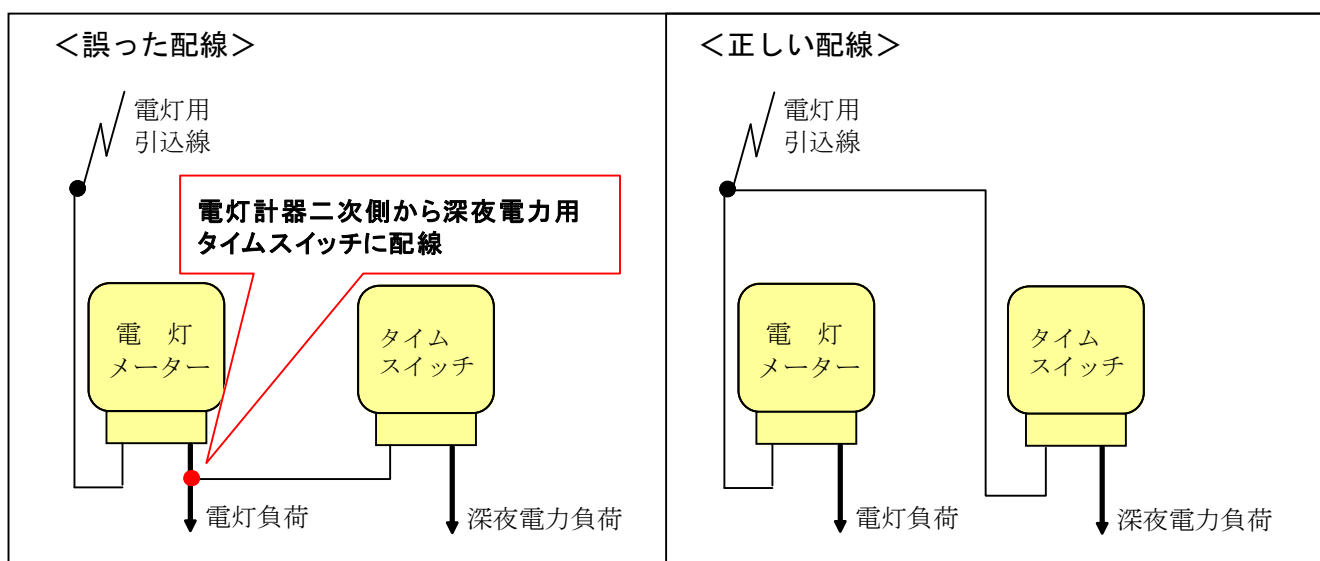
以上

## 深夜電力契約お客さまにおける二重計量事例について（２）

1. 発生場所 岩手県八幡平市 地内
2. ご契約種別 深夜電力A（小型の電気温水器向けの定額制契約（１日８時間通電））
3. これまでの経緯
  - ・ 昭和４３年９月１０日、電気工事会社が深夜電力を新設した際に誤って配線し、当社社員が竣工検査において誤配線を発見できなかった。
  - ・ 平成１９年６月５日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく全数調査を実施した際、当社社員の調査・確認が不十分で誤配線を発見できなかった。
  - ・ 平成２１年１月７日、対策として実施していた深夜電力A契約の全数再点検において、当社社員が当該お客さまの配線調査を実施した際、誤配線を発見した。

## 4. 誤配線の状況

本来、深夜電力用タイムスイッチは引込線で分岐して配線されるが、電灯計量器二次側から深夜電力用タイムスイッチに配線されていた。



## 5. 当該お客さまへの対応

- ・ 誤配線を発見した当日、当該お客さまに対してお詫びするとともに、その翌日に当社にて改修工事を実施した。
- ・ 平成２１年２月２７日、過大に徴収した電気料金の払い戻しを行なった。

以上

## 深夜電力契約お客さまにおける二重計量事例について（３）

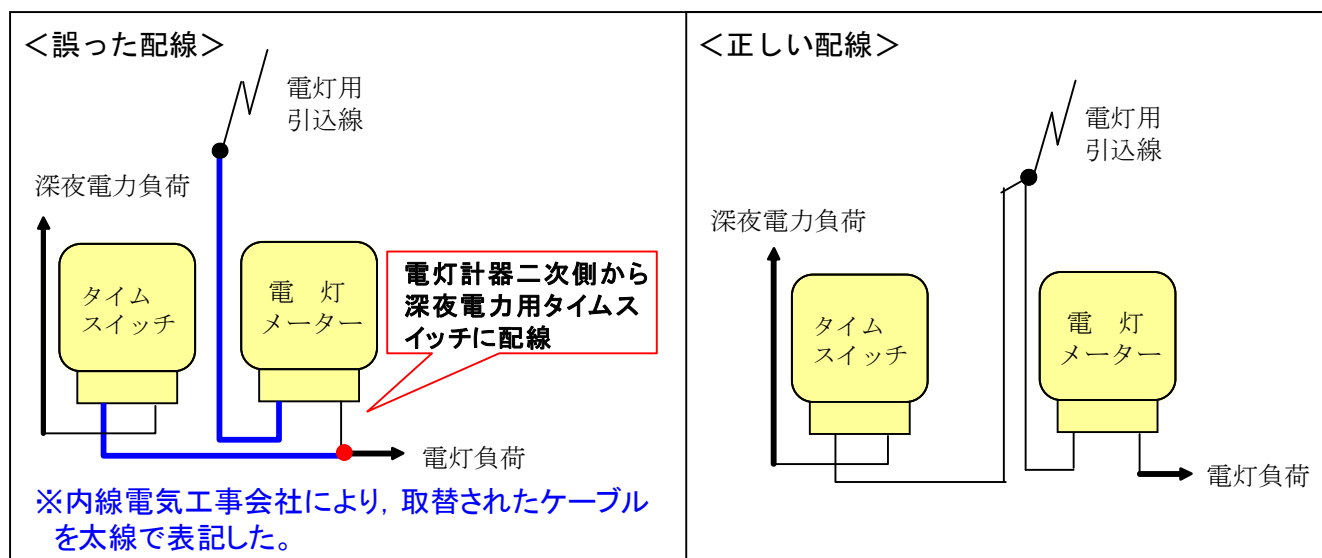
1. 発生場所 青森県南津軽郡藤崎町 地内
2. ご契約種別 深夜電力A（小型の電気温水器向けの定額制契約（１日８時間通電））

## 3. これまでの経緯

- 平成19年5月14日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく全数調査を実施した際、当社社員が当該お客さまの配線調査を実施した際、誤配線でないことを確認した。
- 平成20年5月20日、お客さまから依頼された内線電気工事が配線改修工事を実施した際、誤った配線工事を実施した。また、当該工事の実施・完了について施工した内線電気工事会社から当社への届出がなかった。
- 平成21年1月28日、対策として実施していた深夜電力A契約の全数再点検において、委託調査員が当該お客さまの配線調査を実施した際、誤配線を発見した。

## 4. 誤配線の状況

本来、深夜電力用タイムスイッチは引込線で分岐して配線されるが、電灯計量器二次側から深夜電力用タイムスイッチに配線されていた。



## 5. 当該お客さまへの対応

- 誤配線を発見した当日、当該お客さまに誤配線になっている旨説明し、その翌日にお客さま（施工した内線電気工事会社）において改修工事を実施した。
- 平成21年2月10日、過大に徴収した電気料金の払い戻しを行なった。

以上